

2025年8月28日

ライフアンドデザイン・グループ西日本 株式会社
代表取締役 重野 心平 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藪田 高広

【連絡先(事務局)】担当：松田
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730
E-mail：info@kc-s.or.jp
ウェブサイト：https://www.kc-s.or.jp

ご連絡（申入れ活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、貴社が提供する葬儀事業について調査し、不当景品類及び不当表示防止法上、適法性に疑問を感じる記載があったことから、2024年10月31日付けで「お問合せ」を送付し、貴社から同年11月13日付けで回答を受領しました。その後、2025年2月28日付け「再お問合せ」を送付し、同年3月26日付けで回答を受領しました。

当団体において貴社からの回答を検討した結果、不当景品類及び不当表示防止法上の問題があるとの判断に至り、2025年6月2日付け「申入書」を送付しました。

「申入書」では、一般消費者には、「家族葬」とは認識されていない「直送・火葬式」の金額を基にした「家族葬 76,000円～」という表示の停止を求めるとともに、式場の使用が必要となるプランでは、式場使用料110,000円（税込）がオプションとして計上される以上、各プランの金額に110,000円（税込）が追加された額が役務提供の最低額となることから、「原則として式場使用料110,000円を要し、例外として0円となることがある」ことを明確に記載するよう求めました。

この申入れに対して、貴社からは、同年6月27日付けで、「経営方針を変更することとなり、ご指摘いただいた表示物は削除（修正）となりました」との回

答を受けました。その後、当団体で調査したところ、申入れの対象とした表示は行われていないことが確認できました。

そこで、当団体は、2025年8月をもって、貴社に対する申入れ活動を一旦終了することにしましたので、この旨本書をもって通知します。

今後とも消費者にとって分かりやすい広告表示に努められることを期待いたします。

なお、申入れ活動は一旦終了しますが、今後も消費者の誤認を招く広告表示があると判断した場合は活動を再開することを、念のため付言いたします。

以 上